# 令和5年第3回南知多町議会臨時会 議事日程

日 時 令和5年4月14日 午前9時30分

場 所 南知多町議場

日程第1		会議録署名議員の指名 番 番		
日程第2		会期の決定 4月14日 日間		
日程第3		提出案件の概要説明		
日程第4	報告第1号	専決処分の報告について(損害賠償の額 の決定及び和解について(日間賀小学校 体育館における児童の転倒事故))	報	岩
日程第5	議案第 30 号	専決処分の承認を求めることについて (南知多町税条例の一部を改正する条例 について)	即	決
日程第6	議案第 31 号	専決処分の承認を求めることについて (南知多町都市計画税条例の一部を改正 する条例について)	即	決
日程第7	議案第 32 号	専決処分の承認を求めることについて (南知多町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例について)	即	決
日程第8	議案第 33 号	令和5年度南知多町一般会計補正予算 (第1号)	即	決

報告第 1号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に より報告する。

令和 5年 4月14日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

# 専決第 1号

損害賠償の額の決定及び和解について

南知多町立日間賀小学校体育館内で発生した児童の転倒事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 5年 3月30日

南知多町長 石 黒 和 彦

1 相手方

南知多町大字\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

事故被害者\*\*\*\*さんの保護者 \*\*\*\*

2 事故の概要

平成24年5月9日午前10時40分頃、日間賀小学校体育館において、放課時間中に当時小学校3年生の相手方児童が友人2人と追いかけっこをしていたところ、床が雨漏りで濡れていたため、足を滑らせて転倒した際、顔面を床に打ちつけ前歯の外傷性脱臼および歯槽骨を骨折する事故となったものである。

- 3 損害賠償の額及び和解の内容
  - (1) 損害賠償の額 金686,110円
  - (2) 和解の内容

相手方に対し、事故に係る治療費等として上記損害賠償の額を支払うこと。

議案第30号

専決処分の承認を求めることについて

南知多町税条例の一部を改正する条例(令和5年南知多町条例第11号)について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のと おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5年 4月14日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

専決第 2号

南知多町税条例の一部を改正する条例について

南知多町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 5年 3月31日

南知多町長 石 黒 和 彦

# 南知多町税条例の一部を改正する条例

南知多町税条例(昭和37年南知多町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第44条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第46条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」 を加える。

第48条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第90条第1項及び第5項並びに第93条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第

15条第26項第1号二」を「附則第15条第25項第1号二」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」を「附則第15条第31項」を「附則第15条第39項」を「附則第15条第39項」を「附則第15条第39項」を「附則第15条第39項」を「附則第15条第39項」を「附則第15条第39項」を「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第21項を下所則第15条第30項」を「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第21項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1と する。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を 「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を 加える。

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は 法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、 3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の4第2項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第2条第1項第3号」を「第2条第3号」に改める。

附則中第15条の2を削り、第15条の2の2を第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月 1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」 に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度 分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」 を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第 446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガ ソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1 日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分 の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31 日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌 年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるの は「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、 同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」 に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」

を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、 当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の南知多町税条例(次条第 2項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税 については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象

資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の南知多町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町税条例の一部を改正する条例)の提案理由の説明

#### 1 提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が令和5年3月31日に公布されたこと等に伴い、緊急に南知多町税条例を改正する必要が生じたことにより、同日、同条例の一部改正について地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからである。

#### 2 改正の主な内容

- (1) 個人の町民税関係
  - ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する改 正 (附則第8条関係)
  - イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課 税の特例の適用期限を3年延長する改正 (附則第17条の2関係)

#### (2) 固定資産税関係

- ア 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産 の導入に係る特例措置の創設に伴う改正 (附則第10条関係)
- イ 地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合(わがまち特例の割合)を追加する改正 (附則第10条の2関係)

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る課税標準の特例 3分の1の追加

- ウ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額の減額措置の創設に伴う改正 (附則第10条の3関係)
- エ 不均一課税による固定資産税の税率の特例の対象期間を2年延長する改正

### (3) 軽自動車税関係

- ア 軽自動車税の環境性能割に係る臨時的軽減措置であった、非課税及び税率の 軽減に係る規定の削除 (旧附則第15条の2及び附則第15条の6関係)
- イ 排出ガス性能及び燃費性能に優れた軽自動車に対して、それらの性能に応じ て種別割の税率を軽減する、グリーン化特例の期限を延長する改正

(附則第16条及び第16条の2関係)

(4) 納付書等関係

地方税法施行規則における納付書等の様式の新設に伴う改正 (第44条、第46条、第48条、第90条及び第93条関係)

- 3 施行期日等
  - (1) 施行期日 令和5年4月1日
  - (2) 固定資産税に関する経過措置
  - (3) 軽自動車税に関する経過措置

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第44条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

(法人の町民税の申告納付)

第46条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

 $2 \sim 4$  (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6~16 (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

旧

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第44条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

(法人の町民税の申告納付)

第46条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

 $2\sim4$  (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6~16 (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第48条 法人の町民税の納税者は法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の 納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、 同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長 された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限 の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合 を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

#### 3 • 4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続き)

第90条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

#### $2 \sim 4$ (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は 第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第93条

- 第48条 法人の町民税の納税者は法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

#### 3 • 4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続き)

第90条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

### $2 \sim 4$ (略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は 第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第93条

第2項において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額 に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計 算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づ く納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加 算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34 号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなけれ ばならない。

34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則 第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書 (その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出された もの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項に おいて同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事 業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がない ことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において 同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 • 3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年 度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349

第2項において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額 に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計 算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による 納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づ く納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加 算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34 号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則 第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書 (その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出された もの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項に おいて同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事 業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がない ことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において 同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 • 3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用が ある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4

ſΕ

条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は 附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。
- 4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法<u>附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法<u>附則第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1と する。
- 7 法<u>附則第15条第22項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2と する。
- 9 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1と する。
- 10 法<u>附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法<u>附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法<u>附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法<u>附則第15条第25項第1号二</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 (略
- 3 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。
- 4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1と する。
- 7 法<u>附則第15条第23項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第24項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法<u>附則第15条第24項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法<u>附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法<u>附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法<u>附則第15条第26項第1号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 14 法<u>附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 15 法<u>附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法<u>附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 25 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 26 (略)
- <u>27</u> <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1</u>とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2~11 (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る 家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに 係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出し ĺΗ

- 14 法<u>附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 15 法<u>附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法<u>附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法<u>附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法<u>附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法<u>附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 26 (略)
- 27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2~11 (略)

旧 ·

### なければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合に</u>は、3月以内に提出することができなかった理由
- 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震 基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

14 (略)

(不均一課税による固定資産税の税率)

### 第10条の4 (略)

2 前項に規定する当該固定資産の範囲は、平成25年4月1日から<u>令和7年3月31</u> <u>日</u>までの間(当該期間内に離島振興地域に該当しないこととなる場合には、平成 25年4月1日からその該当しないこととなる日までの期間)に、省令<u>第2条第3</u> <u>号</u>に規定する設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(平成25年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の 着手があった場合における当該土地に限る(以下この項において「当該土地」と

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震 基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

13 (略)

(不均一課税による固定資産税の税率)

#### 第10条の4 (略)

2 前項に規定する当該固定資産の範囲は、平成25年4月1日から<u>令和5年3月31</u> <u>日</u>までの間(当該期間内に離島振興地域に該当しないこととなる場合には、平成 25年4月1日からその該当しないこととなる日までの期間)に、省令<u>第2条第1</u> <u>項第3号</u>に規定する設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土 地(平成25年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地について は、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋 の建設の着手があった場合における当該土地に限る(以下この項において「当該

いう。)。)を新設し、若しくは増設し、又は取得(当該土地に限る。)したものとする。

3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

旧

土地」という。)。)を新設し、若しくは増設し、又は取得(当該土地に限る。)したものとする。

3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

 $2\sim 4$  (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第74条の4(第2号 に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が 特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、 「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第8項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

ΙH

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以</u> 上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第75条の規定の適

新	旧			
	用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日			
	までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別			
	割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ			
	<u> ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>			
	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	
	第2号ア (ウ) a	6,900円	5,200円	
		10,800円	8,100円	
	第2号ア (ウ) b	3,800円	2,900円	
		5,000円	3,800円	
	5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自			
	家用の乗用のものに対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和			
	3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に			
	は令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日			
	から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度			
	分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
	6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の			
	乗用のものを除く。)に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が			
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場			
	合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月			
	1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5			
	年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
   3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号			<u> </u>	
3			エのカフリン軽百動車(呂来) 適用については、当該ガソリ	
10/// 10// 10// 10// 10// 10// 10// 10				

ン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指

車」という。) (営業用の乗用のものに限る。) に対する第75条の規定の適用に

ついては、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法<u>附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 · 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第

定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</u>とする。

8 法<u>附</u>則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる</u>字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 • 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第

ĺΗ

1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡所得が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡所得が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

議案第31号

専決処分の承認を求めることについて

南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例(令和5年南知多町条例第12号) について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、 別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5年 4月14日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

専決第 3号

南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について

南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 5年 3月31日

南知多町長 石 黒 和 彦

### 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例

南知多町都市計画税条例(平成8年南知多町条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に 改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に 改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に 改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に 改める。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に 改める。

附則第17項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、 第32項から第34項まで、第36項、第39項、第40項若しくは第44項」を「第 9 項、第13 項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第35 項、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の南知多町都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について

適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を 改正する法律(令和5年法律第一号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の 前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第43 項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例)の提案理由の説明

#### 1 提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要が生じたことにより、同日、同条例の一部改正について地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからである。

- 2 改正の主な内容
  - (1) 地方税法の一部改正に伴う字句の整理

(附則第2項から第6項まで及び第17項関係)

- 3 施行期日等
  - (1) 施行期日 令和5年4月1日
  - (2) 経過措置

旧

附則

1 (略)

(法附則第15条第14項の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

- 3 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)
- 4 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)
- 5 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法<u>附則第15条第43項</u>の条例で定める割合)
- 6 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 7~16 (略)
- 17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第35項、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

18・19 (略)

附則

1 (略)

(法附則第15条第15項の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

- 3 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)
- 4 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法<u>附</u>則第15条第39項の条例で定める割合)
- 5 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)
- 6 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。  $7\sim16$  (略)
- 17 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第34項まで、第36項、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

18・19 (略)

議案第32号

専決処分の承認を求めることについて

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和5年南知多町条例第13号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5年 4月14日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

専決第 4号

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

南知多町国民健康保険税条例(昭和36年南知多町条例第24号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 5年 3月31日

南知多町長 石 黒 和 彦

# 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南知多町国民健康保険税条例(昭和36年南知多町条例第24号)の一部を次のように 改正する。

第23条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。

附則第4項中「第23条第1項」を「第23条」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第13項までの規定中「第23条第1項の」を「第 23条の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税に ついては、なお従前の例による。 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の提案理由の説明

#### 1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたことにより、同日、同条例の一部改正について地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要があるからである。

### 2 改正の主な内容

低所得者に係る保険税軽減の基準額の改正

(第23条関係)

## (1) 5割軽減基準額

改正前 前年合計所得が、43万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数—1)以下の世帯改正後 前年合計所得が、43万円+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数—1)以下の世帯

#### (2) 2割軽減基準額

改正前 前年合計所得が、43万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯 所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 改正後 前年合計所得が、43万円+53.5万円×(被保険者数+特定同一世 帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

#### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和5年4月1日

# (2)経過措置

改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国 民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、 なお従前の例による。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する 国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して 得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第 4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)ア〜カ (略)
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)ア〜カ (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項 旧

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する 国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して 得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第 4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)ア〜カ (略)
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)ア〜カ (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2におい ては、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額

(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれて

いる場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定に

よって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項におい

て同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条

第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特

例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該

給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100

分の30に相当する金額によるものとする。)次号((及び第3号))において同

て同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、 第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23 条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場 合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって 計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同 じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1 項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対 象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与 所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の 30に相当する金額によるものとする。)次号((及び第3号))において同じ。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2

じ。及び」」とする。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇 用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定す るものをいう。) 又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するもの をいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附則

 $1 \sim 3$  (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る 所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に 係るものに限る。) の控除を受けた場合における第23条の規定の適用について は、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」と あるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項 に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって 計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金 (特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2

及び」とする。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇 用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定す るものをいう。) その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類 の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附則

 $1 \sim 3$  (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る 所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に 係るものに限る。) の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用につ いては、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金 額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条 第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定に よって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所 F

額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額がびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

7 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

IΗ

得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

# 7 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは

新

山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所 属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する 法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第 12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用 利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合 における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第 1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並び に外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 (昭和37年法律第144号) 第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項に おいて準用する場合を含む。) に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び 第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314 条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並び に特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中 「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とす る。

「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑 所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所 属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する 法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第 12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用 利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合 における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第 3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金 額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関す る法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第 2項において準用する場合を含む。) に規定する特例適用利子等の額(以下この 条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法 第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金 額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第 1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」 とする。

新

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とする。

14・15 (略)

旧

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所 13 属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する 法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例 適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配 当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1 項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第 2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義に よる所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16 条第3項において進用する場合を含む。) に規定する特例適用配当等の額(以下 この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額か ら法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所 得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得 金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条 第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の 額」とする。

14・15 (略)

議案第33号

令和5年度南知多町一般会計補正予算(第1号)

令和5年度南知多町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149,496千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,463,496千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5年 4月14日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

# 第1表 歳入歳出予算補正

# 歳 入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		411, 127	148, 972	560, 099
	1 国庫負担金	312, 141	106, 276	418, 417
	2 国庫補助金	93, 059	42, 696	135, 755
15 県支出金		597, 611	162	597, 773
	2 県補助金	317, 796	162	317, 958
19 繰越金		50, 000	162	50, 162
	1 繰越金	50, 000	162	50, 162
20 諸収入		197, 693	200	197, 893
	4 雑入	178, 887	200	179, 087
歳   入	合 計	7, 314, 000	149, 496	7, 463, 496

# 歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		2, 282, 179	12, 450	2, 294, 629
	2 児童福祉費	681, 193	12, 450	693, 643
4 衛生費		975, 151	137, 046	1, 112, 197
	1 保健衛生費	651, 956	137, 046	789, 002
歳 出	合 計	7, 314, 000	149, 496	7, 463, 496

# 令和5年度南知多町一般会計

補正予算 (第1号) に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1 総 括

# 歳 入

		款		
14 国庫支出金				
15 県支出金				
19 繰越金				
20 諸収入				
	歳	入	合	<u>#</u>

# 歳出

歉				補正前の額	補 正 額	計
3 民:	生費			2, 282, 179	12, 450	2, 294, 629
4 衛	生費			975, 151	137, 046	1, 112, 197
歳	出	合	計	7, 314, 000	149, 496	7, 463, 496

# (△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計	
411, 127	148, 972	560, 099	
597, 611	162	597, 773	
50,000	162	50, 162	
197, 693	200	197, 893	
7, 314, 000	149, 496	7, 463, 496	

# (△印は減)(単位:千円)

		補 正	額の	財 源	内 訳					
特	定		財		源		_	般	財	源
国県支出金	地	方	債	そ	の	他		MX	34.1	1045
12, 450										
136, 684						200				162
149, 134						200				162

# 2 歳 入

# 14款 国庫支出金

#### 1項 国庫負担金

Ħ	補正前の額	補正額	計
2 衛生費国庫負担金	730	106, 276	107, 006
計	312, 141	106, 276	418, 417

#### 14款 国庫支出金

#### 2項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	15, 328	12, 450	27, 778
3 衛生費国庫補助金	26, 404	30, 246	56, 650
한	93, 059	42, 696	135, 755

# 15款 県支出金

# 2項 県補助金

3 衛生費県補助金	17, 214	162	17, 376
al l	317, 796	162	317, 958

#### 19款 繰越金

# 1項 繰越金

1 繰越金	50, 000	162	50, 162
計	50,000	162	50, 162

#### 20款 諸収入

# 4項 雑入

3 雑入	178, 885	200	179, 085
計	178, 887	200	179, 087

(△印は減)(単位:千円)

	節			説 明	
区乡	子	金	額	נילי טלא	
1保健衛生担金	費負		106, 276	新型コロナウイルスワクチン接種対策費 106,2	276

2 児童福祉費補 助金		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務費	10, 600 1, 850
1 保健衛生費補助金	30, 246	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	30, 246

1 保健衛生費補助金	162	若年がん患者在宅療養支援事業費 162

1 繰越金	162	繰越金	162

3 衛生費雑入	200	新型コロナワクチン接種費	200

# 3 歳 出

# 3款 民生費

# 2項 児童福祉費

						財源内訳	
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	7227 101
7 低所得の子 育て世帯に 対する子育 て世帯生活 支援特別給 付金給付事 業費	0	12, 450	12, 450	12, 450 国庫支出金			
計	681, 193	12, 450	693, 643	12, 450	0	0	0

# 4款 衛生費

# 1項 保健衛生費

1 保健衛生総 務費	109, 950	324	110, 274	162 県支出金		162
2 予防費	55, 308	136, 722	192, 030	136, 522 国庫支出金	200 諸収入	

(△印は減)(単位:千円)

í	節		
区分	金 額	説明	
3 職員手当等	153	●低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金給付ま	
10 需用費	30	10需用費	(30)
11 役務費	33	消耗品費 11役務費	(33)
12 委託料	1,634	郵便料 振込手数料	12 21
18 負担金、補助 及び交付金	10, 600	12委託料  低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金: 業務委託料 18負担金、補助及び交付金  低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  ●職員給与費(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 事業費) 3職員手当等 時間外勤務手当	1, 634 (10, 600) 10, 600

18 負担金、補助 及び交付金	324	●保健衛生一般管理費(健康子育で室) 18負担金、補助及び交付金 若年がん患者在宅療養支援事業補助金	<b>324</b> (324) 324
3 職員手当等	17, 104	●新型コロナワクチン接種事業費 (健康子育で室) 7報償費	119, 618 (34, 510)
7報償費	34, 510	ワクチン接種従事者報償	34, 510
8 旅費	11	8旅費 普通旅費 10需用費	(11) 11 (4, 883)
10 需用費	4, 883	消耗品費	2, 686
11 役務費	6, 665	燃料費 印刷製本費 修繕料	100 1,360 31

3款 民生費 4款 衛生費

計

651, 956

137, 046

789, 002

136, 684

200

162

補正前の額 補 正 額 計

		国県支出金	地方信	その他	州又外170年

補正額の財源内訳

特 定 財 源

(△印は減)(単位:千円)

	節	説明	
区 分	金 額	N/C 7/1	
12 委託料	71, 228	医薬材料費 11役務費	706
13 使用料及び賃 借料	2,006	郵便料運搬料	(6, 665) 1, 760 388
17 備品購入費	315	自動車保険料 傷害保険料 看護師派遣手数料 住所地外接種審査支払手数料 コールセンターフリーコール利用料 12委託料 新型コロナワクチン接種業務委託料 集団接種会場運営業務委託料 つールセンター運営業務委託料 予防接種注射針・注射器等廃棄処理委託料 新型コロナワクチン接種券作成業務委託料 集団接種医師業務委託料 新型コロナウイルスワクチン移送業務委託料 13使用料及び賃借料 自動車借上料 船舶借上料 船舶借上料 冷風機借上料 インターネット接続ルータ借上料 17備品購入費 集団接種用備品 ●職員給与費(新型コロナウイルスワクチン接種事業費)	10 189 2, 908 330 1, 080 (71, 228) 26, 094 11, 587 20, 811 106 400 11, 880 350 (2, 006) 432 818 572 184 (315) 315 17, 104
		3職員手当等 時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当	(17, 104) 15, 157 1, 947

# 補正予算給与費明細書

# 一般会計

# 1 一般職

# (1)総 括

			給 与 費							
区分	職員	数	報酬	給 料	職員手当	計	共済費	合 計	備	考
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補正後	194	(163)	172, 726	670, 763	509, 496	1, 352, 985	228, 140	1, 581, 125		
補正前	194	(163)	172, 726	670, 763	492, 239	1, 335, 728	228, 140	1, 563, 868		
比 較	0	(0)	0	0	17, 257	17, 257	0	17, 257		

備考()内は短時間勤務職員数について外書き

	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	ナコ (千円
	補正後	24, 025	13, 536	8, 263	19, 225	10
	補正前	24, 025	13, 536	8, 263	19, 225	10
職員手当	比 較	0	0	0	0	
	区分	時間外勤務	休日勤務 手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円
	補正後	58, 792	550	1, 242	168, 877	113, 34
の内訳	補正前	43, 482	550	1, 242	168, 877	113, 34
	比較	15, 310	0	0	0	
	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後	99, 031	2, 513			
	補正前	99, 031	566			
	比較	0	1, 947			

# ア 会計年度任用職員以外の職員

		給 与 費						
区分		報酬	給 料	職員手当	計	共済費	合 計	備考
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	194 (9)		670, 763	477, 716	1, 148, 479	204, 637	1, 353, 116	
補正前	194 (9)		670, 763	460, 459	1, 131, 222	204, 637	1, 335, 859	
比較	0 (0)		0	17, 257	17, 257	0	17, 257	·

備考()内は再任用短時間勤務職員数について外書き

	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	24, 025	13, 536	8, 263	19, 225	100
	補正前	24, 025	13, 536	8, 263	19, 225	100
職員手当	比 較	0	0	0	0	0
	区分	時間外勤務 手当	手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		58, 792	550	1, 242	137, 097	113, 342
の内訳	補正前	43, 482	550	1, 242	137, 097	113, 342
	比較	15, 310	0	0	0	0
	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後	99, 031	2, 513			
	補正前	99, 031	566			
	比較	0	1, 947			

# イ 会計年度任用職員

		給 与 費							
区分	職員数	報酬	給 料	職員手当	計	共済費	合 計	備考	
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補正後	0 (154)	172, 726		31, 780	204, 506	23, 503	228, 009		
補正前	0 (154)	172, 726		31, 780	204, 506	23, 503	228, 009		
比較	0 (0)	0		0	0	0	0		

備考()内は短時間勤務職員数について外書き

	区 分	管理職手当	扶養手当 (千円)	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
職員手当	比 較					
	区 分	時間外勤務 手当	手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	(千円)	(千円)	(千円)	(千円) 31,780	(千円)
の内訳	補正前				31, 780	
	比 較				0	
	区 分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後					
	補正前					
	比 較					

#### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区	分	増減額	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給	料	<u>(千円)</u> 0	給与改定に伴う 増減分	(十円)		
			その他の増減分	0		
職手	員当	17, 257	制度改正に伴う増減分	0		
			その他の増減分	17, 257	時間外勤務手当 15,310千円 管理職員特別勤務手当 1,947千円	